

アジア等の低炭素都市形成に向けた  
Team OSAKA ネットワーク参加事業者  
募集要領

## 1 目的

Team OSAKA ネットワークは、アジア等の諸都市の低炭素社会の構築に向けて、環境技術を有する大阪・関西の事業者が、本市及び（公財）地球環境センター（GEC）や大学等と連携し、低炭素化プロジェクトを創出・形成するためのプラットフォームである。

このネットワークを通じて、事業者の海外進出、ひいては大阪・関西経済の活性化を図るとともに、国際環境分野における日本の役割に貢献する。

## 2 活動

### （1）本市の役割

#### ① ネットワークに参加登録した事業者に対する情報提供等

ネットワークに参加登録した事業者（以下、「登録事業者」という。）には、本市から適宜、JCM 等の支援制度の情報や途上国の環境ニーズ等の関連情報をメール配信（メールマガジン）する他、途上国での低炭素化プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）創出・形成に向けて、（公財）地球環境センター（GEC）や大学等と連携し、説明会の開催や個別相談を行う。

#### ② 登録事業者に対する支援・協力

本市は、登録事業者が企画検討しているプロジェクトへの支援・協力の要請があった場合、本市の都市間協力担当業務の趣旨に合致するなど総合的に判断したうえで、プロジェクトの内容に応じて、次の支援・協力をを行う。ただし、プロジェクトの内容にかかわらず資金提供は一切行わない。

- 本市の環境施策に関する情報提供
- 現地行政機関のニーズに関する情報提供
- 現地での調査実施やワークショップへの参画
- 現地行政機関との意見交換への参画
- 現地関係者の来日に際しての施設見学の調整や研修の講師派遣
- その他、国や現地行政機関からの要請への対応

### （2）登録事業者の役割

登録事業者は、本市をはじめとする関係機関と連携して、途上国での数多くのプロジェクトの創出・形成の実現をめざす。

## 3 登録事業者の募集

### （1）対象となる事業者

本ネットワークの目的に賛同する事業者を広く公募する。

### （2）募集時期

特定の期間を設けず、募集は随時行う。

### （3）募集情報の周知

次の方法等を通じて、広く周知する。

- ① 本市環境局ホームページへの掲載
- ② チラシ等印刷物の配付

### （4）費用

無料

#### 4 登録等手続き

事業者による登録・登録内容の変更・登録の廃止手続き及び本市による登録抹消にかかる手続きは、次のとおりとする。

##### (1) 事前相談

ネットワークの参加を検討している事業者を対象として、個別の事前相談に応じる。

##### (2) 登録

ネットワークに登録しようとする事業者は、登録申込書(様式1)を本市に提出しなければならない。

登録申込は、窓口へ持参するか、送付、又は電子メールにより行う。

本市は、提出された登録申込書等の書類内容を確認し、必要に応じて登録申込を行った事業者にヒアリングを行い、提出済み書類の修正や書類の追加提出が必要となる場合がある。

本市は、申込を受け付けた事業者をネットワークに登録するとともに、登録事業者に対し、登録完了通知(様式2)を交付する。

##### (3) 登録内容の変更・登録の廃止

登録事業者は、登録した内容を変更したとき、又は登録を廃止しようとするときは、登録(変更・廃止)申込書(様式3)を本市に提出しなければならない。

本市は、登録変更等の申込を受け付けたときは、登録の変更又は廃止を行い、登録事業者に対し、登録変更完了通知又は登録廃止完了通知(様式4)を交付する。

##### (4) 登録の抹消

本市は、次のいずれかに該当するときは、登録事業者の登録を抹消する。

- ① 登録事業者が虚偽の申込により登録を受け付けた場合
- ② 登録事業者の構成員が、「大阪市暴力団排除条例」第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると判明した場合
- ③ 登録事業者が本登録をもって「大阪市認定事業者」等、第三者を誤認させる名称を用いた場合
- ④ その他法令に違反する等、ネットワークの信用を著しく損なった場合、又はそのおそれがある場合

本市は、①～④の規定により登録を抹消したときは、当該登録事業者に対し、その旨を通知する。

#### 5 登録事業者へのメールマガジンの利用案内

本メールマガジンは、登録事業者に、JCM等の支援制度の情報や途上国の環境ニーズ等の関連情報を配信する。

ネットワークへの登録にあたっては、「Team OSAKA ネットワーク メールマガジン利用規約」に同意すること。

#### 6 その他

##### (1) 要領に定めのない事項等

当該要領に定めのない事項及び要領に疑義が生じた場合は、本市の解釈による。

##### (2) 提出先、お問い合わせ先

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 13階

大阪市環境局環境施策部環境施策課都市間協力担当

TEL 06-6630-3262 E-mail team-osaka-network@city.osaka.lg.jp

## Team OSAKA ネットワーク メールマガジン利用規約

Team OSAKA ネットワーク メールマガジンを利用するには、次の規約に同意することが必要となる。

- 1 このシステムは無料で利用できる。ただし、登録、変更、解除の際の通信料及び電子メールを利用するために必要な設備、費用等は利用者の負担となる。
- 2 登録したメールアドレスは、本市環境局が管理し、Team OSAKA ネットワークにおける情報発信以外には使用しない。
- 3 機器や回線の状況により、配信したメールが遅延又は未着となる場合があるが、原因を問わず一切の責任を負わない。  
また、原則としてメールの再送信は行わない。
- 4 次の場合は、メール配信システムを予告無く停止、終了することがある。
  - (1) コンピュータ及びネットワーク機器のメンテナンスを行う必要が生じた場合
  - (2) 関連機器の故障が発生した場合
  - (3) 天災、人災等の被害を受け運用の継続が困難となった場合
  - (4) 本サービスを停止・終了するための合理的な事由が生じた場合
- 5 細心の注意をもって正確な情報の提供に努めるが、緊急又は流動的な情報に関しては、内容の確実性を保証することはできない。
- 6 メール送信が連続してエラーとなった場合又は不正な使用状況がみられた場合は、事前に通知することなく強制的に登録を解除することがある。  
特に携帯端末におけるメール数やメールボックスの容量制限などについては、注意すること。
- 7 このネットワークへの登録・変更・停止の手続きは利用者の責任において行うこと。また、利用者の登録情報は、「大阪市個人情報保護条例」に基づき適正に管理し、本システム以外で利用することはない。
- 8 登録、変更、停止のタイミングによっては、手続き後の配信開始又は停止がすぐに反映しない場合がある。
- 9 ネットワークに遅延が生じた場合、深夜・早朝にもメール配信されることがある。
- 10 許諾を得ないで著作権法で定める利用者個人の私的利用の範囲を超えて、内容の全部又は一部を無断で引用・転載・複製・頒布、出版することを禁止する。
- 11 いかなる場合でも本市は、本サービスに関連して利用者が被った損害及び損失について、何ら責任を負うものではない。
- 12 メールで、個人情報の提供、支払い・振込み等を、お願いすることは一切ないため、不審に思った場合は、メールの指示に従う前に、問い合わせること。
- 13 配信の登録は毎年自動的に更新されるので、更新手続きをする必要はない。
- 14 配信が不要になったときは、利用者が所定の方法により配信停止手続きを行うこと。
- 15 本利用規約は、予告なく変更する場合がある。

Team OSAKA ネットワークへの参加登録等フロー

